

事務連絡
令和7年3月3日

県内医療機関等各位

香川県医務国保課
医療人材グループ

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業(緊急支援パッケージ) 生産性向上・職場環境整備等支援事業について

国の令和6年度補正予算で成立した標題の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」について、本県の取扱いをご連絡いたします。

国は、現在、公表されている令和6年度の実施要綱に基づく事業のほか、令和7年度に予算を繰り越して当事業も実施できるよう調整しているとのことです。

本県では、令和7年度当初予算案で当事業の予算を計上していることから、国が現在作成中の令和7年度の実施要綱に基づき令和7年度に事業を実施する予定としております。

この場合、国は、令和7年度の取組みだけでなく、令和6年度の取組みも対象とできるよう調整していると聞いておりますが、支給対象施設は、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を必要とする予定とされておりますので、支給を受けることをお考えの施設におかれましては、令和7年3月31日までの届出をお願いいたします。

なお、令和7年度の実施要綱は、国において、3月上旬頃に案が示され、4月1日に正式な実施要綱が発出される予定となっておりますことから、確定的なことが申し上げられない状況ですが、現時点の情報として、下記お示しいたします。(今後、事業内容の変更の可能性のあることはご留意ください。)

今後、国から正式な実施要綱等が示され次第、速やかに各施設に周知させていただく予定としておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 事業概要(令和7年2月28日現在の情報)

○支給対象施設

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

ベースアップ評価料の届出に関しては、四国厚生支局にお問合せください。

○支給額

・病院・有床診療所※:許可病床数×4万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は、1施設×18万円を支給

・無床診療所:1施設×18万円

・訪問看護ステーション:1施設×18万円

○対象経費

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の取組みのいずれか(複数可)により業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合に、所要の経費に相当する給付金を支給

①ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

②タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

③給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

○留意事項

以下のいずれかに該当する場合、支給を行った給付額の返還を求めるものとする。

①報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合

②申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

2 今後のスケジュール

令和7年3月上旬頃に国のHPIに、本事業の事務連絡QAが公表される予定です。

令和7年4月1日に正式な国の実施要綱が発出され次第、本県から改めて手続きのご案内をいたします。

(本件担当者)

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部医務国保課 松井

TEL 087-832-3321

E-mail cz3115@pref.kagawa.lg.jp